



HEICO SPORTIV 製品 保証規定

保証内容

HEICO SPORTIV JAPAN ではお客様の車に装着された HEICO SPORTIV 製品に材質上、製造上の不具合が発生した場合に、一定の期間内においてこの保証規定に基づき保証修理する。その場合、保証修理の対象となった当該部品は HEICO SPORTIV JAPAN が回収するものとする。

この保証はエンドユーザーを対象としたものである。

保証期間

この保証は保証書に記載されている日付より 12 ヶ月を保証期間とする。また、その期間内であっても最大 20,000km とする。(サスペンション、エキゾースト、ホイール、エクステリアパーツ等含む全製品)

ただし、e.motion パフォーマンスアップグレード、パフォーマンス S、ソフトウェアコンバージョンのソフトウェアおよび本体については、チューニング施工日から 12 ヶ月間。また、その期間内であっても最大 30,000km とする。

保証の適用

この保証は保証書に記載されている日付より 12 ヶ月を保証期間とし、HEICO SPORTIV JAPAN が輸入、販売し、日本国内において使用されている HEICO SPORTIV 製品に限り有効である。

保証の対象

保証対象は、HEICO SPORTIV で生産された製品のみとする。

保証要求の手順

1. 購入した HEICO SPORTIV 製品に欠陥を発見したら、速やかに HEICO SPORTIV JAPAN または製品を購入した取扱店に車両を持ち込み、通知する。
2. 取扱店、または HEICO SPORTIV JAPAN に問題の症状、状態について詳細を知らせる。
3. 当該製品が保証対象であるかどうかを HEICO SPORTIV JAPAN で確認して、保証対象と認めた場合、書面で内容を確認した後に保証修理作業を開始する。

保証要求の条件

下記の条件を満たしている場合 保証を適用する。

1. HEICO SPORTIV JAPAN が発行した当該製品の保証書の提示があること。
2. HEICO SPORTIV JAPAN が指定する工場による、定期点検を継続的に受け、記録簿へ記入されていること。場合により納品書等の提示が必要。
3. 通常の使用の範囲内で正しく車両が使用されていて、過度に損傷のないこと。
4. 事故(接触、衝突など)による不具合、破損ではないこと。
5. モータースポーツや競争、未認可の牽引での使用がなされていないこと。
6. HEICO SPORTIV 指定のオイル、燃料、クーラントが使用されていること。
7. HEICO SPORTIV が指定する適切な取り付け作業が行われたことが確認できること。
8. 車両登録以来、HEICO SPORTIV が指定しない他社製品で、点火、吸気、排気、ミッション、駆動系への電氣的、磁氣的なものを含む装置の装着および装着履歴がないこと。
9. 定期点検、法定点検の際に上記 8 つの項目事項が確認され、確認を行った担当者の署名と期日が保証書の記入欄に記録されていること。
10. 当該製品が変更または改造されていないこと。
11. 保証期間内であること。

保証の適用除外

(1)下記の不具合、現象については保証修理をしない。

- タイヤ等の製品または他の製造者が保証する製品。
- 経年変化により発生する視覚的現象。(塗装、メッキ面などの自然退色や劣化など)
- 経年変化、走行距離に応じた通常の磨耗、消耗、劣化などの現象。
- 安全上、機能上通常の使用に支障をきたさないと考えられる視覚的、感覚的現象。(音、振動、錆、オイルのにじみや操作感覚など)
- 天災(地震、火災、水害、台風、公害など)や暴動、戦争による故障や損傷。
- 外的要因による故障、損傷。(酸性雨、鉄粉、降灰、飛び石、塩害、煤煙、鳥糞、樹液、油脂類、薬品など)
- 不適切な取り扱いや保管、不注意により発生した故障、および損傷。
- 日常のあるいは通常の点検(法令で定められた点検整備を含む)で発見、処置できたにも関わらず、放置したために拡大した故障、損傷。

(2)この保証から下記の項目、およびそれらに付随する費用は除外される。

- 車が使用できないことに起因する所得の損害、使用权の損失による費用、宿泊費、弁護士費用、裁判所費用、郵便及び電話代、レンタカー代、キャリアカー代等。
- 保証修理作業時に必要なオイル、クーラント類、通常の使用により消耗、磨耗した部品、部分等。

保証の認定

製品の欠損の調査に関しては、HEICO SPORTIV JAPAN が独自の裁量で定めた測定方法で行うものとする。

保証修理の方法

保証修理は HEICO SPORTIV JAPAN が合理的に相当な方法で HEICO SPORTIV JAPAN において交換または修理をするものとする。

HEICO SPORTIV JAPAN では、本保証書に明記した以外の事項に対する保証および補償義務はないものとする。